

第26回 子どもの人権と少年法に関する特別委員会

子どもの人権と少年法に関する特別委員会事務局長 武藤 晓 (54期)

子どもの人権をめぐる問題は、家庭、学校、非行など非常に多岐にわたります。そのため、子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、全体委員会に諮りつつ、分野毎の部会・チームに分かれて活動しています。

1 児童福祉に関する取り組み

親から虐待を受けるなどして傷つけられた子どもたちを救うことが「福祉部会」のテーマです。①児童虐待防止法・児童福祉法など、関連する法制度の学習会開催、②児童養護施設等の関連する施設の見学、③児童相談所その他関連分野の方々の講演企画、④シェルター等の入居に関わる弁護士の活動のサポート、マニュアル作成、⑤「子どもの福祉なんでも相談」の開催などを行っています。

2 少年法、少年事件に関する取り組み

少年司法部会が担当していますが、この部会は更に2つのチームに分かれています。

少年司法手続チームは、少年法改正に関する検討、少年当番や少年の被疑者国選に関する会内の規則等の検討、実施状況の調査などを行っています。

付添人活動支援チームでは、付添人活動に関するケース報告や意見交換を行う「付添人プラクティス」を企画、運営しています。原則として毎月第2金曜日午後6時から行っています。また、少年事件マニュアルの作成や、少年院、少年刑務所など付添人活動に関する施設の見学、関係者を招いての勉強会などを企画・運営しています。

3 相談活動

子どもの人権救済センターは、当委員会が運営する子どもの人権救済を目的とした対外的活動機関であり、「子どもの人権110番」という無料の電話相談、面接相談を実施しています。学校でのいじめ・懲戒・体罰や、虐待、少年事件等、毎月100件前後の相談が寄せられています。また、センター運営部会において、寄せられた相談の分析・検討を行っています。その成

果として、2007年に「子どもの権利擁護マニュアル」を出版しました。

4 人権救済活動

東京弁護士会では、人権救済申立事件のうち子どもの人権に関するものは、子どもの人権救済センターが調査を担当しています。センター運営部会が、申立案件の配点や進行管理等を行っています。

5 学校問題に関する取り組み

いじめ、体罰、教育格差問題など、学校をめぐる問題は多岐にわたります。教育現場の現状や制度改革の行方をしっかりと把握した上でなければ、実態にみあつた活動は出来ません。また、制度改革が子どもに与える影響を分析して、子どもの人権擁護の観点から弁護士会の意見をまとめ提言することが必要です。その役割を担っているのが学校部会であり、多彩な外部講師をお招きしての研修会の実施、関連裁判例の検討などを行っています。

6 もがれた翼

子どもたちと弁護士が作るお芝居「もがれた翼」は、子どもたちの置かれている過酷な現状、子どもの権利に関わる様々な問題を1人でも多くの市民に理解していただくための演劇です。毎年、実際の事件をベースにオリジナルストーリーで制作しています。16年目の今年度は、8月に「もがれた翼パート16 あの橋を渡って」を上演し、600人以上の観客にご来場いただきました。劇中に登場した架空の子ども専用シェルター「カリヨン子どもの家」や女子児童の自立援助ホーム「夕焼け荘」が、その後現実に誕生するなど、「もがれた翼」は、子どもの人権擁護活動を推進する大きな原動力となっています。もがれた翼運営チームが、企画・運営をしています。

*子どもの人権と少年法に関する特別委員会に関する問い合わせ先
全体委員会 每月第2金曜日 午後3時～5時
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205